

コミュニティ・スクール検討委員会 設置要綱

(平成 30 年 7 月 1 日教育長決裁)

(設置)

第 1 条 地域とともに歩む学校づくりを目指し、本市の特性を活かしたコミュニティ・スクール（地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 6 に規定する学校運営協議会を置く学校）の設置及び運営に関する検討を行うため、コミュニティ・スクール検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、これまでの学校支援地域本部や協働型学校評価を踏まえつつ、本市に適したコミュニティ・スクールのあり方を検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織等)

第 3 条 委員会は有識者及び小中学校長、地域関係者、保護者、学校支援地域本部関係者、その他特に必要と認める者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。
2 委員会は、前条に規定する報告が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、教育局学校教育部学びの連携推進室に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。